

## 介護職員等処遇改善加算における職場環境等要件

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充を含め、これまで数次にわたる取り組みが行われてきましたが、新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）において「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定に置いて対応することとされました。令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和4年度の介護報酬改定において「介護職員等ベースアップ加算」が創設されました。

その後、令和6年度介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の3つの加算が「介護職員等処遇改善加算」へ一本化され、より分かりやすく、継続的な処遇改善を進める仕組みへと再編されました。令和8年度臨時報酬改定において追加的な賃金改善を行うための財源の上乗せがなされました。

当事業所では、介護サービスの質向上と職員の働きやすい職場づくりを両立させるため、処遇改善加算Ⅰ口またはⅡ口を取得し、職員の処遇改善に継続的に取り組んでいます。

職員一人ひとりが安心して働き続けられる環境を整えることが、利用者様へのより良いケアにつながると考えています。

当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ・「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取り組みを、「生産性の向上のための取組」の区分では⑰・⑱を含む3以上の取り組みを行うこと。
- ・現行の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していること。
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

## 見える化要件とは・・・

処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することが必要です。

職場環境等要件に基づき、加算状況及び賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表します。

事業所名	介護職員等処遇改善加算
指定短期入所生活介護施設神庭荘 グループホーム神庭荘 グループホーム高瀬 小規模多機能型居宅介護高瀬 特別養護老人ホーム高瀬 ケアハウス高瀬 特別養護老人ホーム高瀬Ⅱ 短期入所生活介護施設高瀬Ⅱ ケアハウス高瀬Ⅲ 特別養護老人ホーム馬事公苑 短期入所生活介護施設馬事公苑	Ⅰ口
特別養護老人ホーム神庭荘 特別養護老人ホーム神庭荘Ⅱ 指定短期入所生活介護施設神庭荘Ⅱ 指定通所介護施設デイホーム神庭荘 指定通所介護施設デイホーム桃の里	Ⅱ口

区分	
入職促進に向けた取組	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢層等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考査との連動
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
やりがい・働きがいの醸成	⑳ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	㉑地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉒利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供